

平成 30 年度第 2 回東京都工事等成績評定苦情審査委員会議事概要

1 開催日 平成 31 年 2 月 6 日(水)

2 場所 東京都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

3 出席委員

委員長	一色 奈保	花園法律事務所 代表弁護士
委員	桑野 玲子	東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究所センター教授
	西村 好文	一般財団法人 建設業振興基金理事
	深澤 淳志	一般財団法人 日本建設情報総合センター理事長

4 議案

(1) 苦情申立て議案等

- ・東京都東部住宅建設事務所発注の外構整備工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都建設工事等競争入札参加資格者（受注者）
- ・苦情申立先 東京都東部住宅建設事務所長（契約担当者等）

(2) 経過

平成 30 年	7 月 31 日	工事完了
	10 月 9 日	受注者より苦情申立書を受理
	11 月 6 日	都市整備局工事等成績評定苦情審査委員会開催
平成 31 年	11 月 30 日	受注者より再苦情申立書を受理
	2 月 6 日	平成 30 年度第 2 回東京都工事等成績評定苦情審査委員会開催

(3) 苦情申立内容

- ・工事成績評定項目別評定表（基本的な技術力と成果の評価）のうち工程管理の評価

5 審査及び意見の取りまとめ

(1) 全体意見

・今回、苦情申立者が行った東部住宅建設事務所の工事成績評定結果に対する再苦情申立について、東京都工事等成績評定苦情審査委員会において、再苦情申立書、契約担当者等の見解書、陳述された意見及び質疑に対する応答を総合的に審理した結果、申立て内容について苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。

よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

(2) 付帯意見

・東京都工事等成績評定苦情審査委員会において、陳述された意見及び質疑に対する応答を通じて、受発注者間にて大きな意見の食い違いや認識の差が見られた。

この原因としては、受発注者間におけるコミュニケーション不足が考えられる。本工事では、発注者と受注者との間に、発注者から委託を受けた工事監理者が存在しており、受注者にとって自らの声が発注者に適切に届いていないことを懸念させる原因となったとみられる。

工事を円滑に進めていくためにはお互いの信頼関係が重要であり、工事監理者に監理業務を委託する場合においても、発注者の責務として受注者との間で良好な関係を築くことが求められる。

また、監督員から苦情申立者への指示は、後々記録に残らない口頭によるものが中心であり、双方の認識に大きな差を生じさせることとなり、さらには工事監理者が介在していた状況も、双方の認識の差を助長していたことは否めない。

このため、監督員は、受注者との協議や工事監理者からの報告等について、原則として書面で行うことを徹底すべきである。

加えて監督員は、工事監理者に対して、受注者と打合せ等を行った場合、その内容を書面に記録するとともに、監督員に報告するよう指導すべきである。

以 上